

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第5回（H26.8.22）	ヒアリング資料8

平成26年8月22日

厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

主査 厚生労働大臣政務官 高鳥修一 様

平成27年度報酬改定についての要望（概略版）

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

代表理事 大原裕介

はじめに

全国地域生活支援ネットワークとしてはこの度の報酬改定において「重度化・高齢化した障害のある方への支援に厚み」を持たせていただくように要望いたします。特にグループホームについては基礎報酬ならびに各加算の見直しを強く要望いたします。

我が国の財政状況を勘案すると、新たな財源を生み出していくことが難しいという現実的な問題も考慮し、他障害福祉サービス事業において経営状況の黒字幅の高い事業については適正化し、厚みが不足しているグループホームへの報酬財源とされますようお願いいたします。

○ グループホーム

- （１） 基礎報酬について区分１・２の軽度については見直しを行い、区分４・５・６といった重度の方の基礎報酬の大幅な増額をお願いします。
- （２） 今年度導入された「夜間」「宿直」とで切り分けた夜間支援体制加算により大変な混乱が生じています。事業所の実態を十分に把握し、適正な夜間支援体制加算を設定してください。具体的には区分１・２の夜間支援体制加算は大幅に見直しを行い、区分４・５・６といった重度の障害のある方の夜間支援体制加算を大幅に増額してください。
- （３） グループホームの家賃補助は区分１・２といった軽度については見直しを行い、区分４・５・６の重度の方の家賃補助を１万円から２万円に引き上げてください。
- （４） 日中支援加算（Ⅰ）は土日祝日の支援については、重度の障害者以外も含めて必要に応じた算定を可能とし、重度の障害者に対しては、特に、その支援の専門性に見合った単位数としてください。
- （５） 日中支援加算（Ⅱ）については、加算算定の緊急性及び日中支援従事者の確保の必要性も考慮して、１月につき２日以内の期間についても算定可能とできるようにしてください。

○ 強度行動障害への対応

「強度行動障害者支援者養成研修」が居住系、訪問系、通所系等すべての分野において実施されることは歓迎すべき点です。この研修を多くの従事者が受講し、強度行動障害のある方の支援の基礎的な知識や技

術を得る事の意味は大きいものと考えます。その上で、以下の点を要望いたします。

（１）「強度行動障害支援者養成研修」の受講生が一定以上、従事している場合において報酬上、加算などで評価をしてください。また、実際に行動障害のある人を受け入れている事業所に対して、受け入れている割合に応じて加算などで評価してください。（例えば「強度行動障害支援加算」など）

（２）行動障害のある人を対象とした行動援護や重度訪問介護については、その専門性を評価した適正な報酬としてください。

（３）現行の「福祉専門職配置加算」は（Ⅰ）１０単位、（Ⅱ）６単位と専門性を評価する加算としては低水準であると考えます。「福祉専門職配置加算」についてはその専門性を評価し、大幅な増額を要望いたします。

○訪問型生活訓練事業の創設について

現行では、通所の生活訓練の利用者が通所を前提にして必要に応じて訪問による生活訓練を受けることができます。しかし通所が前提であり生活介護や就労Ｂ型事業所への自力通所の練習やアパートでの一人暮らしを始めたときに訪問型の生活訓練を利用する、ということは二重給付になるためできません。次年度においてはぜひ「訪問型生活訓練事業」を創設してください。尚、その際は通所型生活訓練事業の指定を受けなくとも、訪問型単独の指定で事業が実施できるようにしてください。

○就労継続Ａ型

平成２６年６月１２日に NHK において報道された障害者就労支援の実態については、当団体としても一部については問題であると認識をしております。その点を踏まえ、以下の点を要望するものであります。

（１） サービス提供の実態に応じた報酬設定の適正化

- ・ 短時間労働のエビデンスの確保
- ・ 利用時間別による報酬設定

（２） 指導監督の適正化

- ・ 就労支援会計基準の適用
- ・ 自治体の計画数に応じた指定による適正な事業数の調整
- ・ 支援側の質の確保とサービス内容の理解

○相談支援

（１）計画相談支援（および障害児相談支援に）介護保険制度における居宅介護支援事業と同等の加算を創設してください。

・ 特定事業所加算 ・ 入院時情報連携加算 ・ 緊急時等カンファレンス加算 ・ 行動援護加算 ・ 医療連携加算
・ 複数サービス調整加算 ・ 世帯支援加算

（２）計画相談支援事業の質を保つために、報酬体系への逓減性の導入及び、介護保険制度における居宅介護支援事業と同種の減算を創設してください。

- ・報酬体系の逓減性
- ・運営基準減算
- ・特定事業所集中減算

(3) 障害児相談については以下の加算を創設してください。

- ・児童加算
- ・保育教育連携加算

○ 障害児支援

【放課後等 DS】

- ・ 障害程度に応じた報酬設定による適正化。(障害児支給決定の短期入所3区分を参考に)
- ・ 休日・夏季・冬季・春季の長期休暇について、「休業日単価」を引き上げてください。

【保育所等訪問支援】

- ・ 基礎報酬について、支援時間に応じた設定にしてください。
- ・ 複数対応した際の減算については廃止してください。

○ その他

→訪問系サービスについて

- (1) 重度訪問介護について、現行の「15歳以上」の要件を廃止して年齢に関係なく利用できるようにしてください。
- (2) 行動援護については、一日に一回のみ算定できる仕組みを改め、同日に複数回の利用を認めるようにしてください。

→「障害者の芸術文化支援モデル事業」のより一層の推進について

平成26年度から、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施することとなりましたが、来年度以降についても、より一層モデル事業を推進してください。

平成27年度報改定についての要望

平成26年8月22日

NPO法人全国地域生活支援ネットワーク

1



はじめに

全国地域生活支援ネットワークとしてはこの度の報酬改定において「より重度の方への支援に厚み」を持たせていただくように要望いたします。特にグループホームについては基礎報酬ならびに各加算の見直しを強く要望いたします。

一方で我が国の財政状況を勘案すると、新たな財源を生み出していくことが難しいという現実的な問題も考慮し、他障害福祉サービス事業において経営状況の黒字幅の高い事業については適正化し、厚みの不足しているグループホームへの報酬財源とされますようお願いいたします。

2

要 望 事 項

1. グループホームについて
2. 強度行動障害支援について
3. 訪問型生活訓練事業の創設について
4. 就労継続A型について
5. 相談支援について
6. 障害児支援について
7. その他
 - ✓ 訪問系サービスについて
 - ✓ 障害者の芸術文化活動の推進について

1.グループホームについて

日中支援加算について(1)

- 現状、日中支援加算(Ⅰ)について、外出困難な重度の障害者に対しても、いわゆる土日祝日の支援は対象外であり、基本報酬の中から事業者が賄わざるを得ない。
- また、日中支援加算(Ⅱ)についても、1月につき2日分の日中支援は、基本報酬の中から事業者が賄わざるを得ない。

日中支援加算について(2)

- しかしながら、日中支援加算(Ⅰ)において、実質的に支援が必須である高齢又は重度の障害者の土日祝日の支援を基本報酬の中から賄うことは、最低賃金の従事者を配置すると仮定しても、その人件費支出さえ困難であり、特に、専門性が求められる重度障害者の支援に見合う賃金を、日中支援従事者に支払うことは一層困難である。
- また、必ずしも重度の障害者以外は日中の支援が必要ない訳ではないため、日中支援加算(Ⅰ)において、土日祝日の支援については、重度の障害者以外も含めて必要に応じた算定を可能とし、重度の障害者に対しては、特に、その支援の専門性に見合った単位数とすべき。

日中支援加算について(3)

- ・ 日中支援加算(Ⅱ)については、1月に2日分の日中支援を基本報酬で賄った場合、最大で年間24日分となる。
- ・ また、加算の特性上、緊急に従事者を配置しなければならなくなった場合には、その算定日数に関わらず、時間外労働・休日労働などにより、通常以上の人件費が発生する場合もあり得る。
- ・ このことから、1月に2日分であっても、基本報酬で日中支援にかかる人件費を賄うことは困難であるため、日中支援加算(Ⅱ)については、加算算定の緊急性及び日中支援従事者の確保の必要性も考慮して、1月につき2日以内の期間についても算定を可能とすべき。

7



共同生活援助事業の基本報酬の低さに加えて
日中支援加算(Ⅰ)では土日祝日分が算定できないため積極展開を妨げている。

障害者総合支援法

◎シミュレーション



定員4名・
障害支援区分2の方2名
障害支援区分3の方2名
4名入居、世話人配置が4対1の場合

★就業規則に定められている1週間の勤務すべき時間が40時間と想定

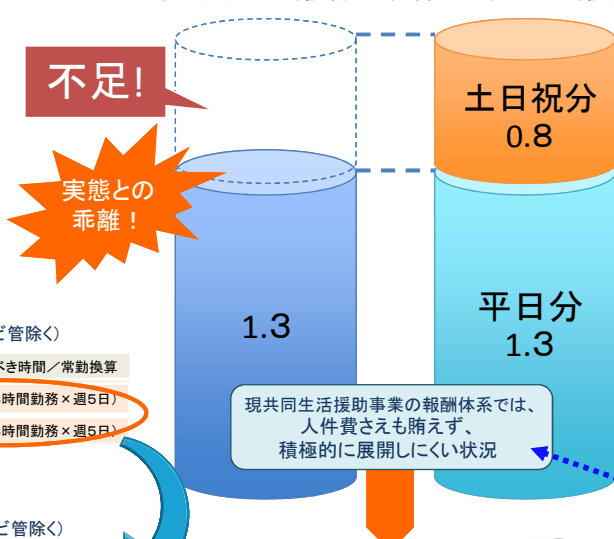
■基準上必要な常勤換算(管理者・サビ管除く)

配置すべき人員	1週間の勤務すべき時間／常勤換算
生活支援員	40時間／0.3(8時間勤務×週5日)
世話人	40時間／1.0(8時間勤務×週5日)

■実際に必要な常勤換算(管理者・サビ管除く)

配置すべき人員	1週間の勤務すべき時間／常勤換算
生活支援員	28時間／0.7(8時間勤務×週7日)
世話人	56時間／1.4(8時間勤務×週7日)

基準上必要な人員配置に基づく
最低限の常勤換算 実際に必要な常勤換算



現共同生活援助事業の報酬体系では、
人件費さえも賄えず、
積極的に展開しにくい状況

基本報酬の見直し及び
土日祝に日中支援加算(Ⅰ)
の適用を

8

★年間365日障害支援区分2の方2名
支援区分3の方2名、共同生活援助(介護
サービス包括型)を利用と想定。管理者は専
従の場合と想定。(加算分は想定しない)
◎計算根拠として以下の数字を使用
・世話人 900円/時
・生活支援員 900円/時
・サビ管・管理者: 年収365万円

■事業収入と人件費の比較

事業収入: 4,942,100円

■人件費

基準上必要な常勤換算に基づいた人件費

6,350,720円

実際の常勤換算に基づいた人件費

8,121,920円

■人件費率

基準上必要な常勤換算に基づいた人件費率
128% 危惧的数字!

実際の常勤換算に基づいた人件費率
164% 危惧的数字!

◎人件費率がサービス業で
最も高い「ビルメンテナンス業」でも64.9%
「中小企業の経営指標(概要)～中小企業経営調査～」
(中央企業庁)

◎介護老人福祉施設等の人員費率が62.3%
「介護老人福祉施設等平成22年度収支状況等調査に
ついて」(厚生労働省)

運営シュミレーション(定員4名)

支援区分2の方2名 支援区分3の方が2名の場合

【算出の前提条件】

- ・ 共同生活援助(介護サービス包括型)とする。
- ・ 世話人配置を4:1とする。
- ・ 土日に利用者が数名いるとする。
- ・ 営業日数を365日営業とする。
- ・ 夜間支援体制加算は本シュミレーションで算定しないが、22:00～8:00が夜間支援体制加算の時間帯とする。(22:00まで生活支援員が必要)
- ・ 管理者は4年生の大学卒業後5年勤務をしているものとし、年収はDODA(<http://doda.jp/guide/heikin/2012/age/>)で公表している27歳の全国平均の年収365万円とする。
- ・ 管理者以外は全員パート勤務とし、時給900円とする。

9

(1) 共同生活援助費

	利用人数	世話人配置	年営業日数	単価	合計単価	総報酬/月
区分2	2	4対1	365	294	294	2,146,200
区分3	2	4対1	365	383	383	2,795,900
					合計	4,942,100

(2) 基準上必要な常勤換算

・生活支援員

	利用人数	生活支援員	常勤換算
区分2	2	0	0.0
区分3	2	0.11	0.22

⇒
10

少数点繰上
0.30

・世話人(4:1)

利用者数	常勤換算
4	1.0

(3) 一般的な実際の職員体制

平日の支援体制(土日祝日を除く)

給与計算	役職	氏名	1日勤務時間	勤務日数／年	時給	給与／年	常勤換算計算	勤務時間／週	常勤換算	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5
	サビ管	正規職員・専従	2	242	900	435,600		10																									
	管理者	正規職員・専従	8	242		3,650,000		40																									
	生活支援員	パート①	2.4	242	900	522,720		20	0.3																2.4								
	世話人	パート②	8	242	900	1,742,400		40	1.0																								

土日祝日の体制

給与計算	役職	氏名	1日勤務時間	勤務日数／年	時給	給与／年	常勤換算計算	勤務時間／週	常勤換算	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5
	サビ管	正規職員・専従																															
	生活支援員	正規職員・専従																															
	生活支援員	パート③	8	123	900	885,600		16	0.4																								
	世話人	パート④	8	123	900	885,600		16	0.4			食事準備			食事準備			食事準備															

11

(4) 月曜日～金曜日、月曜日～日曜日の指定上の常勤換算と事業収入の比較

・月曜日から金曜日の基準上必要な常勤換算と実際必要な常勤換算の比較

	必要常勤換算	実際常勤換算	差異
生活支援員	0.3	0.3	0.0
世話人	1.0	1.0	0.0

・週7日勤務の基準上必要な常勤換算と実際必要な常勤換算の比較

	必要常勤換算	実際常勤換算	差異
生活支援員	0.3	0.7	0.4
世話人	1.0	1.4	0.4

・事業収入と基準上の人件費との差異

収入	人件費	差異	人件費率
4,942,100	6,350,720	-1,408,620	128.50%

・事業収入と週7日勤務の実際必要な人件費との差異

収入	人件費	差異	人件費率
4,942,100	8,121,920	-3,179,820	164.34%

⇒基本報酬の見直しを。

土日祝日分の人件費
1,771,200

⇒日中支援加算(Ⅰ)の算定を。

12

2.強度行動障害の対応について

13



強度行動障害への対応について

(1)専門的な支援に対する評価の拡充を。

様々な事業主体が障害福祉サービスに取り組むようになってきた現状を踏まえ、サービスの質の確保・向上のために、福祉専門職員配置等加算の拡充を図る必要がある。

(2)強度行動障害を持つ人を受け入れる事業所に対する評価を。

事業所における行動障害のある人の受け入れを促進するために重度支援体制加算(行動障害支援体制加算)を新設し、行動障害のある人の数が利用者の数に占める割合に応じて評価する仕組みを作ったうえで、適切な支援による虐待防止の観点から加算を受ける要件として強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を修了した職員が一定割合以上(サービス管理責任者は必須+職員の一定割合以上等)とする必要がある。

(3)行動援護の報酬の見直しを。

行動援護従事者の要件が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)修了者となることに伴い、より専門的な支援を提供するサービスとしての報酬設定とする必要がある。

(4)行動障害のある人の重度訪問介護利用における報酬単価について。

重度者の見守りを含む支援と行動障害のある人の支援については支援の内容や支援者に求められる技術に差があると思われる。今後、行動障害のある人の重度訪問介護の利用について、支援の状況を精査し報酬の設定に反映する必要がある。

14

(1) 専門的な支援に対する評価の拡充を。

様々な事業主体が障害福祉サービスに取り組むようになってきた現状を踏まえ、サービスの質の確保・向上のために、福祉専門職員配置等加算の拡充を図る必要がある。

理由

- ・ 障害者自立支援法施行後、様々な事業主体が障害福祉サービス事業に取り組むことができるようになり、サービスの量的な拡充は図られてきている。一方で、特に就労継続支援(A型)事業所や放課後等デイサービスにおいて不適切な支援が行われているところも確認されてきている。不適切な支援が利用者の状態像を悪化させ(二次障害を生じさせ)、さらに社会的な支援が必要となることを防ぐためにも、専門的なスキルを持つ職員を配置する事業所への加算を広げていく必要がある。
- ・ 福祉専門職員配置等加算(1)については、10単位/日となっており、定員20名の生活介護事業所で、利用率8割、22日の開所日数とすると、一月あたりの加算金額が、 $10 \text{ 単位} \times 20 \text{ 名} \times 22 \text{ 日} \times 0.8 \times 10 = 35,200$ /月であり、とても専門職員を事業所内で評価できる金額とはなっていない。

15

行動障害支援体制加算について(要望)

- ・ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)・・・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を受けている職員が一定割合以上(サビ管は必須+職員の50%以上等)の場合に加算。基礎加算的な位置づけ。
- ・ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)・・・(Ⅰ)を満たした上で、実際に事業所において行動障害のある人の割合が、全利用者数の5%以上の場合に加算。
- ・ 行動障害支援体制加算(Ⅲ)・・・(Ⅰ)を満たした上で、実際に事業所において行動障害のある人の割合が、全利用者数の25%以上の場合に加算。
- ・ 行動障害支援体制加算(Ⅳ)・・・(Ⅰ)を満たした上で、実際に事業所において行動障害のある人の割合が、全利用者数の50%以上の場合に加算。
- ・ 行動障害支援体制加算(Ⅴ)・・・(Ⅰ)を満たした上で、実際に事業所において行動障害のある人の割合が、全利用者数の75%以上の場合に加算。

16

(2) 強度行動障害を持つ人を受け入れる事業所に対する評価を。

- 事業所における行動障害のある人の受け入れを促進するために重度支援体制加算(行動障害支援体制加算)を新設し、行動障害のある人の数が利用者の数に占める割合に応じて評価する仕組みを作ったうえで、適切な支援による虐待防止の観点から加算を受ける要件として強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を修了した職員が一定割合以上(サービス管理責任者は必須+職員の一定割合以上等)とする必要がある。

理由

- 行動障害を有する者への対応スキルがないばかりに、事業所によっては行動障害のある人の受け入れに消極的なところも見受けられる。事業所において行動障害のある人の受け入れを推進するためにインセンティブを働かせるとともに、適切な支援を確保するために強度行動障害支援者養成研修の受講を要件として加えることが必要である。

17

(3) 行動援護の報酬の見直しを。

- 行動援護従事者の要件が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)修了者となることに伴い、より専門的な支援を提供するサービスとしての報酬設定とすることが必要である。

理由

- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)の実施にともない、行動援護支援者養成研修は同研修に統合される方向となっているが、行動援護支援者養成研修のカリキュラムが3日間であることに対して、強度行動障害支援者養成研修は基礎研修と実践研修を合わせて4日間のカリキュラムとなる。研修が1日分増えることにより、実践研修において行動障害のある人のアセスメントから見立て、手順書の作成まで、行動援護従事者養成研修をさらに拡充した内容となり、研修修了者の質も上がることが予測されるため、報酬についてもその点を評価して設定すべきである。

現状では介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)を受講すれば従事できる居宅介護(身体介護中心)の基礎報酬(例:30分以上1時間未満=402単位)と、介護職員初任者研修と実務経験(あわせて行動援護従事者養成研修を受けることが望ましい。)が必要である行動援護の基礎報酬(例:30分以上1時間未満=398単位)がアンバランスであり、適切な基礎報酬設定が求められる。

(4) 行動障害のある人の重度訪問介護利用における報酬単価について。

- 重度者の見守りを含む支援と行動障害のある人の支援については支援の内容や支援者に求められる技術に差があると思われる。今後、行動障害のある人の重度訪問介護の利用について、支援の状況を精査し報酬の設定に反映する必要がある。

理由

- 重度訪問介護の対象が知的障害と精神障害にも拡大されたが、報酬については重度者の見守りを含む支援と同水準となっている。特に行動援護でのトリートメントを経て重度訪問介護の利用となった行動障害の人の支援について、現在の報酬設定が適切かどうかの検証が必要である。対象拡大は本年4月に始まったばかりでもあるので十分なデータないことが予測されるが、今後、支援の状況を精査して、適切な報酬設定を検討していくことが必要である。

19

3. 訪問型生活訓練事業の創設について

訪問型生活訓練 のイメージ (主に知的障害の方)

- 自宅にある調理器具で簡単な食事作りの仕方や習慣を身につける
- 無理なく出来る程度の頻度や方法による掃除や整理整頓洗濯等の家事の仕方や習慣を身につける
- 実行可能な服薬管理の方法を見つけ、身につける
- 訪問セールスなどを断ったり、最低限の近所づきあいの練習
- 近隣苦情につながるような行為に気づき、しないよう気をつけたり、近隣苦情になってしまった場合の結果を補うことが出来る対策を見つける。
- ご本人が困ったときに、SOSが出せる場所を決め、無理なくできる方法を身につける

21

訪問型生活訓練 のイメージ (主に発達障害の方)

- ご本人が安定して生活できるスケジュールを設定し、ご本人にとって分かりやすく表示して生活リズムを保つ
- 近所の生活音などに過敏な場合、遮音、防音の方法を見つける(例. 環境音を低減するヘッドホンをつける)
- パニックの原因になることを把握し、パニックを起こさなくて済むような対策を施す(順番通りに積み上げたCDが崩れてしまうとパニックを起こしてしまう場合、CDが崩れないようなラックにCDをしまうなどの対策を考える)
- 服の脱ぎ着など順番通りに行わないと気が済まなくなってしまう人が、順番を間違えたときの対処方法をみつけ、身につけてもらう

22

訪問型生活訓練のイメージ

(主にひきこもって外出できないなど手厚い対応が必要な方)

- ひきこもって外出できない人を定期的に訪問し、ひきこもっている原因や理由を探り、自室に入れてもらう→自室から居間に出られる→自宅から敷地に出られる→外出できるように段階的に支援する
- 家族と本人の関係調整

23

通所施設、外出先等への移動のトレーニングのイメージ

- 公共交通機関を利用して、日中活動事業所や職場に通う練習をし、一人で通えるようになってもらう
- 自宅周辺の店を把握し、生活に必要な買い物などができるようになってもらう
- 医療機関を受診し、診察の内容をメモしてもらい、薬を受取り帰ってきて、支援者に連絡する仕方を身につける
- 道に迷った場合の対応方法を身につける
- 自転車の乗り方を練習し、交通手段として活用する

(参考資料) ひとりで乗りたい(知的障がい者通所自立支援マニュアル)

※大分県知的障がい者通所自立支援事業

<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/176915.pdf>

4.就労継続A型について

25



就労継続A型の報酬改定要望事項

(1)サービス提供の実態に応じた報酬設定の適正化

- ・短時間労働のエビデンスの確保
- ・利用時間別による報酬設定

(2)指導監督の適正化

- ・就労支援会計基準の適用
- ・自治体の計画数に応じた指定による適正な事業数の調整
- ・支援側の質の確保とサービス内容の理解

26

(1)サービス提供の実態に応じた報酬設定の適正化

短時間労働のエビデンスの確保

指摘すべき問題点及び課題

- ・生産活動の収入の少なさから、利用者の賃金支払いを抑制する傾向が見られる。
- ・それに加えて、週20時間未満のいわゆる短時間利用者にかかる減算に該当しないよう、週20時間ギリギリの利用時間を設定する事業所が増加している。
- ・さらに、週20時間以上の雇用保険と30時間の社会保険の加入に該当しないように、短時間に設定している事業所も少なくない。



対応策及び提案

利用者によっては、長時間働きたいというニーズがある一方で、障害によっては通所開始直後は短時間労働から始めざるを得ないケースもある。短時間労働自体が問題なのではなく、不十分なアセスメントによる漫然とした一律の労働時間設定が問題と考えられる。

そこで、標準の労働時間を定め、それ以下の短時間労働をせざるを得ないケースについては、適切なエビデンスを条件に認めるようにすることが必要。

27

(1)サービス提供の実態に応じた報酬設定の適正化

利用時間別による報酬設定

- ・重度の障害者の就労を支援するためにも、障害支援区分別による報酬設定が必要。
- ・利用者の日中活動を保障するため、利用時間別による報酬設定も必要。例えば4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上、など。

(2)指導監督の適正化

就労支援会計基準の適用

指摘すべき問題点及び課題

指定基準上、雇用契約を締結する利用者の方のみの指定就労継続支援A型事業所には、指定生活介護にかかる第85条の工賃の支払いに関する規定が準用されておらず、生産活動の会計処理についての規定が無い。つまり、就労支援会計基準に基づく処理を義務付けられていないため、生産活動の収益性については責任を問われず、実質的に訓練等給付費を原資として利用者に対する賃金を支払う→利用者賃金の抑制により事業所全体の収益性を確保するといった傾向が見られる。生産活動の収益性の不問は、就労に必要な訓練が提供されないといった、当該活動の質の問題としても指摘されている。

対応策及び提案

既述したように、生産活動の質の向上及び就労に向けた適切なステップアップを図るためにも、指定就労継続支援A型にも就労支援会計基準を適用すべきである。また、会計の内容については、訓練等給付費の透明性の確保の観点からも、積極的な情報公開が必要。

29

(2)指導監督の適正化

自治体の計画数に応じた指定による適正な事業数の調整

指摘すべき問題点及び課題

都市においては、就労継続支援の急激な増加により、様々な問題が起きている。対象者(障害者)に限られる事業において、過度な競争は結果的に障害者の自立や生活の質の向上を妨げる要因と考えられる。

- A型サービスの供給過多により、本来の対象者でなく、介護等を優先されるべき障害者までを受け入れる傾向にあり、対応ができていない。各種サービスの役割分担による制度設計が崩れつつある。
- 利用者確保と利用継続を優先するあまり、就労能力の向上に向けた訓練的なコンテンツをなくしてしまっている。利用者側も、より楽に賃金をもらえる事業所へ安易に移籍する傾向が出てきている。
- 一般就職先があるにもかかわらず、仕事が容易で最低賃金を支給されるA型を選択する障害者が増えている。
- もともと、積極的に障害者雇用をしていた企業がA型の指定を受けていく傾向もあり、一般就職の機会が失われる側面も懸念される。

これらの傾向は、市場原理により都市から地方に広がっていくと考えられる。

対応策及び提案

就労継続支援B型や生活介護と同じように、自治体の計画数に応じて指定の可否を決めることができることが望ましいと考える。

30

(2)指導監督の適正化

支援側の質の確保とサービス内容の理解

指摘すべき問題点及び課題

雇用契約に基づく賃金を支払う(貰う)という一面のイメージだけが先行してしまい、本来行うべき「その他の必要な支援」が不十分であり、生産活動以外の、コミュニケーションや休憩の取り方、余暇の過ごし方など、一般就労に向けた生活面の支援が手薄になっているとの指摘がある。これは、漫然と「通所時間＝労働時間」と捉えてしまうと、生産活動以外の支援が個別の計画に十分に位置付けられないことも原因と考えられる。

対応策及び提案

サービスの利用契約と雇用契約を分けて考えて、通所時間のなかで、訓練にかかる労働時間とその他の支援を行う時間を、それぞれ確保することが必要。なお、その際、労働時間以外の時間帯は労働者に該当しないことを周知し、労働時間とのバランスを考慮しつつ、就労後を見据えた生活面の支援を行うべきである

31

5.相談支援について

(1)計画相談支援(および障害児相談支援)の報酬体系に 居宅介護支援事業に準じた加算を創設してください。

① 相談支援の必要性は…	障害のある人の生きづらさを個人の責任としないために「情報の不平等を解消し、適切な支援をコーディネートし、支援の質を管理し維持・向上させる」という相談支援の役割は重要なものである。
② 計画相談支援は希望する全ての人に相談支援を届けるために…	そのために平成24年度より制度化されたのが計画相談支援(および障害児相談支援)である。
③ 地域の相談支援体制の確立が重要であるが…	移行期間が終了する今年度においても多くの自治体で計画作成率が芳しくない状況。その要因の一つは 計画相談支援の担い手である指定特定相談支援事業者が増えない ことである。
④ 相談支援事業者が増えないのは…	計画相談支援の提供により得られる 現報酬では事業運営が困難 であることが大きく影響している。
⑤ 求める相談支援事業の在り方は…	中立公平性の遵守により利益相反を回避しなければならない。そのために、単独事業として成立すること、さらには相談支援の質を高めていくことが出来る体制であることなどを勘案して、「 専任相談支援専門員2名以上体制での単独型事業所設置 」がのぞましい。
⑥ 運営可能な収入の確保のために居宅介護支援と同等の加算創設を…	計画相談支援事業は相談支援技術の質および支援に要する時間など、居宅介護支援事業と同等以上の要素が求められるため、その 事業運営には同等の加算は必要不可欠 である。 しかし、計画相談支援事業と居宅介護支援事業が全くの同質のものではないため、各加算の項目および要件は勘案が必要である。

①特定事業所加算加算について (要望)

収入のベースアップのために、特定事業所加算の創設は必須である。基本的には相談支援専門員2名配置体制を目指す、障害福祉分野における実態をふまえると相談支援専門員配置1名体制での事業実施もやむを得ない状況にある。そのため、加算単価および特定事業所加算の適応要件については以下の項目を提案する。

特定事業所加算Ⅰ：月あたり500単位 特定事業所加算Ⅱ：月あたり300単位

算 定 条 件	Ⅰ	Ⅱ
現任研修を終了した相談支援専門員を配置していること	○	○
常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置していること	○	
利用者に関する情報やサービス提供についての留意事項の伝達等を行う会議(事業所内カンファレンス)を定期的に行っていること (2回以上/月)	○	
24時間連絡体制を確保し、必要に応じた相談体制を確保していること	○	○
相談支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○
基幹相談支援センター(地域自立支援協議会等)から紹介された支援が困難な事例への相談支援を提供していること	○	
基幹相談支援センター(地域自立支援協議会等)が実施する事例検討会に参加している	○	○
運営基準の減算・適正事業所の集中減算等の適応を受けていないこと	○	○
相談支援専門員一人当たりの一月あたりの利用者平均件数が40件以上でないこと	○	○
常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置していること		○

②その他の加算について（要望）

居宅介護支援と同じく、障害福祉における相談支援においても、利用者の様々な事情、状況により手厚い支援を要する場合が多々ある。相談支援専門員はそれらの状況に対して行う支援には、通常支援よりも高い力量と多くの時間を要する。そのような場合に対して居宅介護支援と同様に加算の創設を求める。

加算内容については、居宅介護支援と同様の状況もあるが、障害者（児）福祉独特の状況もあるため、以下の加算項目を提案する。

加算項目	加算対象	加算額(案)
入院時情報連携加算	相談支援専門員が病院または診療所に訪問し、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
	相談支援専門員が病院または診療所に訪問以外の方法により、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	100単位
緊急時等カンファレンス加算	病院または診療所・学校教育課(学校)・保育園・児童相談所の求めにより、当該病院学校等の職員とカンファレンスを実施し、必要に応じてサービス等の利用調整を行った場合	1回につき 200単位 ※月2回を限度とする
行動援護加算	日常生活に支障を来す恐れのある症状もしくは行動障害があり、突然のサービスの調整を必要とする者に計画作成・継続支援を行った場合	1回につき 200単位
医療連携加算	日常生活において医療ケアを必要とする者(訪問看護を利用している者等)に対して計画作成・継続支援を行った場合	月あたり 150単位
複数サービス調整加算	福祉・医療・看護・教育など5事業所(機関)以上の調整を必要とする者の計画作成支援・継続支援を行った場合	月あたり 200単位
世帯支援加算	同一世帯で親子ともサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成している場合	月あたり 200単位

35

(2) 計画相談支援事業の質を保つために、継続サービス利用支援の実施期間を3か月に1度以上にしてください。

① 相談支援の質を保つためには・・・

継続サービス利用支援における適切なモニタリングを実施することが必要不可欠。

② 適切なモニタリングを実施するためには・・・

モニタリングは実施内容と共に実施するタイミング(期間設定)が重要であるが、当事者の生活状況を適切に把握し必要に応じて対応していくためには、**最低でも3か月に1回以上のモニタリングを実施する必要がある。**

③ 特に障害児相談は・・・

児童については、障害支援区分が適応されないことでも明らかであるように、**成長・発達等により状況が変化していく。**また学齢期においては**学期ごとに長期休暇等がありライフスタイルの変化も多い。**そのため**3か月に1回程度のモニタリングが必須**と言える。

36

(3) 相談支援専門員1人の担当利用者上限数を定め報酬体系の逓減性を導入してください。

① 介護支援専門員1人の担当利用者数は…	居宅介護支援ではケアマネジャー1人の報酬逓減とならない上限受け持ちが39名とされ、三菱総研によるH25年全国調査※では 平均受持ち人数が36名となっている 。上限39名に毎月居宅介護支援を実施すると、年間の総支援件数は468件となる。 ※H24年以前の調査では25名前後の年が多い。
② 継続サービス利用支援の期間を6か月とすると…	計画相談支援における1人の利用者への対応件数は2件。居宅介護支援と同等件数の支援を行うと 担当利用者数は234人 となる。この人数は1人の相談支援専門員が継続的に利用者状況を把握しながら支援を行うには多すぎることは一目瞭然と言える。
③ 相談支援専門員1人の担当利用者数は…	先に求めた年間4回以上の継続サービス利用支援を想定すると、担当利用者数は117人(468件/4)となる。さらにH25年の平均値である36名では108人(432件/4)。H24年以前の平均値である25名前後では75人(300件/4)である。
④ 上限としては…	居宅介護支援の上限から想定すると117人であるが、実際に適切な支援を行える人数を考慮すると 100人以下 であると思われる。
⑤ 実際の支援人数としては…	居宅介護支援におけるH24年以前の平均値25名からの推測に加え、状況に応じて毎月継続サービス利用支援を提供する利用者も1割程度存在することも考慮すると、計画相談支援において 年間対応できる利用者は60名～80名のあたりを推移する ことが想定される。

(4) 介護保険制度における居宅介護支援事業と同種の減算を創設してください。

・運営基準減算 ・特定事業所集中減算

計画相談支援の質を向上させるためには、加算の創設は必須である。しかし低質化させないためには報酬体系の逓減性および減算措置の導入も必要だと思われる。

居宅介護支援事業と同種の報酬体系の逓減性および運営基準減算、特定事業所集中減算の創設を求めるが、その基準においては、現状を考慮し計画相談支援の実施体制整備の促進を損なわない内容となることを強く望む。

相談支援専門員一人で対応できる対象者数イメージ

相談支援専門員の 経験年数等	年間担当人数(人) (毎月:半年=1:9)			年間対応件数(件)			月対応 件数
	毎月モニタ	3か月 モニタ	合計	毎月 (計画1+ 継続11)=12	年4回 (計画1+ 継続3)=4	合計	
①現任(5年以上)	8	72	80	96	288	384	32
②現任(4～5年)	7	63	70	84	252	336	28
③現任(3～4年)	6	54	60	70	216	286	23
④初任(1～2年)	5	45	50	60	180	240	20
⑤初任(1～2年) 相談員単独配置	4	36	40	48	144	192	16

※毎月モニタリング対応者の割合は当ネットワーク会員が所属する指定特定相談支援事業所における旧サービス利用計画作成費対象者の数より試算している。

※相談支援専門員の経験年数等①～④いずれも複数相談支援専門員が配置され、OJTが充実した状況。OJTがない1人配置であれば⑤のようにこの数値を下回ることが予想される。

2年目以降収入イメージ

月	毎月モニタリング (継続支援12回+ 計画作成1回)	3か月 モニタリング (継続支援3回+ 計画作成1回)	備考
4	¥13,000	¥0	
5	¥13,000	¥0	
6	¥13,000	¥13,000	
7	¥13,000	¥0	
8	¥13,000	¥0	
9	¥13,000	¥13,000	
10	¥13,000	¥0	
11	¥13,000	¥0	
12	¥13,000	¥13,000	
1	¥13,000	¥0	
2	¥13,000	¥0	
3	¥16,000	¥16,000	サービス更新
計	¥159,000	¥55,000	
合計人数/各モニタ割合	10%	90%	
80(8:72)	¥1,272,000	¥3,960,000	¥5,232,000
70(7:63)	¥1,113,000	¥3,465,000	¥4,578,000
60(6:54)	¥954,000	¥2,970,000	¥3,924,000

2年目以降収入イメージ

月	3か月 モニタリング (継続支援3回+ 計画作成1回)	備考
4	¥0	
5	¥0	
6	¥13,000	
7	¥0	
8	¥0	
9	¥13,000	
10	¥0	
11	¥0	
12	¥13,000	
1	¥0	
2	¥0	
3	¥16,000	サービス更新
計	¥55,000	
80	¥4,400,000	
70	¥3,850,000	
60	¥3,300,000	

支出イメージ

〈事務費例〉

項目	予算	備考
車リース	¥18,000	
燃料費	¥5,800	
通信費	¥22,000	固定・携帯電話
	¥4,000	ネット
消耗品	¥8,000	印刷費含む
研修費	¥1,600	旅費含む
賃借料	100,000	事務所家賃 光熱水費含む
月経費計	¥159,400	

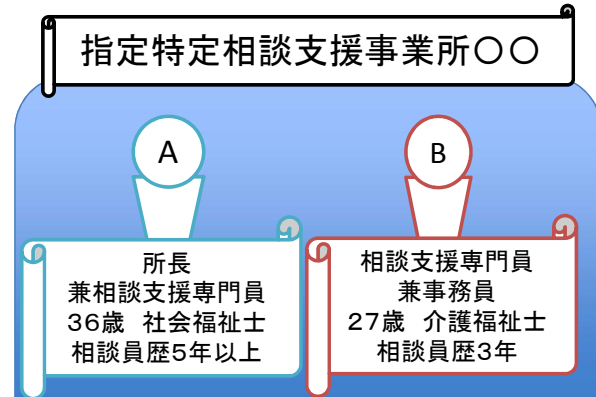
〈人件費例〉

①社会福祉士(50歳)	給与	¥6,400,000
	社会保険	¥960,000
		¥7,360,000
②介護福祉士(41歳)	給与	¥5,200,000
	社会保険	¥780,000
		¥5,980,000
③社会福祉士(36歳)	給与	¥4,700,000
	社会保険	¥705,000
		¥5,405,000
④介護福祉士(27歳)	給与	¥3,600,000
	社会保険	¥540,000
		¥4,140,000
⑤社会福祉士(臨職)	給与	¥3,400,000
	社会保険	¥510,000
		¥3,910,000

想定される標準相談支援事業所像

参考資料

指定特定相談支援事業所〇〇



年間支出

車リース	216,000
燃料費	69,600
通信費(電話・ネット)	321,000
消耗品(事務用品等)	96,000
賃借料(家賃等)	1,200,000
研修費	19,200
人件費(二人分)	9,545,000
合計	11,457,800

※加算を想定しても赤字の見込み・・・

年間収入 ※事業開始2年目以降 加算なし

A(70人担当)	4,578,000
B(60人担当)	3,924,000
合計	8,502,000

【収支差額】 収入－支出＝
7,560,000－11,457,800＝▲3,897,800

年間収入 ※事業開始2年目以降 特定事業所加算(Ⅰ)あり

A(70人担当)	4,578,000
B(60人担当)	3,924,000
特定事業所加算(Ⅰ)×件	1,440,000
複数サービス調整加算 ×5件(毎月モニタ)	120,000
行動援護加算×3件(毎月モニタ)	75,000
その他加算	50,000
合計	10,187,000

【収支差額】 収入－支出＝
10,187,000－11,457,800＝▲1,270,800

(5)障害児相談については「児童加算」、「保育教育連携加算」、を創設してください。

・児童支援加算：月あたり 300単位

障害児童については、障害支援区分が適応されないことにもあるように、日々発達することにより状態が変化していくという特徴がある。

また、成人以上に、保護者を含めた家族全体を支援対象者として捉えて相談支援を行う必要性も高いと考える。

これらのことから児童であることでより質の高い相談支援を提供する必要性を評価し18歳以下の児童には全員加算をすることを要望する。

・保育・教育連携加算：月あたり 300単位

乳幼児期及び学齢期においては、障害福祉サービス等の他、保育施設、一般小・中学校、特別支援学校などとの連携も必須となる。これらの機関との連携を図るためにはより多くの知識と調整能力が必要となるため、保育・教育機関との連携が必要な場合には加算をすることを要望する。

☆児童については上記理由から、アセスメント期間の基準設定についても検討を求める。
例：学齢期の児童の場合、新学期、夏休み前、冬休み前などの節目にモニタリングを必ず行うなど。

6.障害児支援について

45



放課後等デイサービス(1)

- ・ **障害程度に応じた報酬設定による適正化を図ってください。**
 - － 障害児支給決定の短期入所3区分を参考に

短期入所の単価区分

【区分1】別紙1の①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が1項目以上

【区分2】別紙1の①～④の項目のうち「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が1項目以上

【区分3】区分1又は2に該当しない児童で、別紙1の①～⑤のうち「ある」、「ときどきある」、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

46



障害児の調査項目(5領域10項目)

	項 目	区 分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精神 症状	・ある ・ときどきある	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。 また、自室に閉じこもって何もしないでいる。

* 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

47

放課後等デイサービス(2)

・休日、夏季・冬季・春季の長期休暇について、「休業日単価」を引き上げてください。

- － 10人以下の授業終了後単価→482単位、休業日単価→622単位
- － 上増しが140単位しかない。支援時間は倍以上となることも多く、支援の実態と単価設定が大きく乖離している。時間別単価を導入している介護保険のデイサービスでは、要介護1で比較した場合、「3時間以上5時間未満」が461単位、「5時間以上7時間未満」が700単位で上増しは239単位となっています。同程度の上増しが必要と考える。
- － さらに時間別という観点からは、短縮授業時の扱いについて、夏季・冬季・春季休暇前後の短縮授業時については「休業日単価」を認めるか、少なくとも、短縮授業時単価を設定すべき。

保育所等訪問支援

- 基礎報酬について、支援時間に応じた設定にしてください。
 - 保育所等訪問支援はアウトリーチ型の支援類型として大変に評価できるサービスですが、258事業所1288人の利用にとどまっています。事業所が運営できるだけの報酬上のインセンティブが働いていないことが要因のひとつとして考えられます。基礎報酬については見直しを行い、増額をし、かつ支援を行った時間に応じた設定にしてください。
- 複数対応した際の減算については廃止してください。
 - 当日に複数の児童を支援した場合に減算される仕組みを廃止し、一人ずつの報酬単価が評価されるように見直しをしてください。

49



7.その他

50



訪問系サービスについて

- 1) 重度訪問介護について、現行の「15歳以上」の要件を廃止して年齢に関係なく利用できるようにしてください。
- 2) 行動援護については、一日に一回のみ算定できる仕組みを改め、同日に複数回の利用を認めるようにしてください。

「障害者の芸術文化支援モデル事業」のより一層の推進について

平成26年度から、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施することとなりましたが、来年度以降についても、より一層モデル事業を推進してください。